基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十二日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年九月四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月七日

東京都品川区東五反田一丁目二一番一五号
株式会社数理技研
代表取締役　小川　浩二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月七日

東京都渋谷区神宮前三丁目二九番二号
イチメン株式会社
代表取締役　今中　一信

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年九月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月七日

愛知県北名古屋市沖村山ノ神五四番地
チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社
代表取締役　角　日出夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月七日

岩手県下閉伊郡田野畑村明戸一六六番地
下閉伊コンクリート工業株式会社
代表取締役　熊谷　朋之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月七日

宮城県柴田郡柴田町大字上名生字明神堂一番地
株式会社シバセン
代表取締役　黒木　弘

限定承認公告

本籍京都府舞鶴市金屋町二番地五、最後の住所東京都墨田区立花六丁目八番二―四一〇号
被相続人　亡　尾身　周作

右被相続人は平成二十七年四月二十五日死亡し、その相続人髙木佳子は平成二十七年七月二十七日東京家庭裁判所にて限定承認の申述を受理されたので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号蚕糸会館九階渡邉綜合法律事務所
限定承認者髙木佳子
右代理人弁護士　渡邉　敦子

限定承認公告

本籍岡山県総社市小寺八三番地、最後の住所大阪府池田市豊島北二丁目三番二五号
被相続人　亡　吉富　久泰

右被相続人は平成二十七年一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十七年七月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

大阪府池田市城南二丁目七番六号神田第二ビル三〇三号室
相続財産管理人吉富幸子
代理人弁護士　矢嶋　輝久

限定承認公告

本籍大分県東国東郡姫島村二〇〇四番地、最後の住所福岡県太宰府市都府楼南三丁目二三番一五―四〇四号　被相続人　亡　江原　正晃

右被相続人は平成二十七年三月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十八日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

福岡市中央区警固二丁目一二番一二号警固丸ビル二階警固法律事務所
限定承認者権藤恭子
代理人弁護士　五十川　伸

限定承認公告

本籍大分県大分市松原町二丁目一四八番地、最後の住所大分県大分市原新町一八番七号
被相続人　亡　宮崎　房子

右被相続人は平成二十七年三月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年八月三日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

大分市中島西一丁目四番一四号市民の権利ビル三階　弁護士法人おおいた市民総合法律事務所
限定承認者三谷禎子
代理人弁護士　藤﨑　千依

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年九月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年八月七日

京都市中京区両替町通御池上る龍池町四四九番地一
株式会社アーキエムズ
代表取締役　村田　雅明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億六千五百万円減少し二十八億三千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十五日

掲載頁　一四三頁（号外第一四二号）

平成二十七年八月七日

東京都港区六本木一丁目六番一号
殿特定目的会社
取締役　中村　武

特定社債権者集会決議認可公告

平成二十七年七月二十四日午後二時開催のグリーンアセットインベストメント特定目的会社第一回特定社債（一般担保付）（適格機関投資家限定）（以下「本社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本集会」といいます。）における左記決議について平成二十七年七月二十八日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十七年（ヒ）第二百五十一号）がありましたので公告致します。

記

本集会における決議事項

本社債の社債要項の一部を変更する件

本決議は、新たな特定借入れを行ったことに関して、本社債の償還期日の延長が必要とされ、また、新たな特定借入れの契約内容と本社債に係る社債要項の内容を整合させる必要があるため変更するものです。

平成二十七年八月七日

東京都中央区日本橋兜町六番五号
グリーンアセットインベストメント特定目的会社
取締役　石本　忠次

取消公告

平成二十七年七月三十日掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

平成二十七年八月七日

兵庫県西宮市山口町下山口二丁目六番四五号
株式会社産木
代表取締役　重留　忠美

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一六	上	終りから四	第一条	第一条の二
一一八	〃	一九	、第九条を第十条とし	、第九条を第十条とし、第九条の二を第十条の二とし、第九条の三を第十条の三とし

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月七日付第一七八号三二
達第一四八号五六ページ●

ページ●同日付第一七九号九六ページ●同日付政府調
五月二十九日付衆会第二九号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）